

110番等通報協力者に対する謝意表明制度について（例規）

昭和46年3月22日
兵庫県警察本部外勤運営例規第13号

110番等による通報協力者に対する謝意の表明制度を次のように定め、昭和46年4月1日から実施することとしたので、適正な運用を図られたい。

記

1 趣旨

110番等（警察通報用電話の利用及び口頭による通報等をいう。）により、警察活動の推進に有効な通報をした者（以下「通報者」という。）に対して、謝意を表明することで、県民と良好な関係を保持するとともに、より積極的な協力を求めるため必要な事項を定めるものとする。

2 謝意表明の対象者

謝意表明の対象者は、すべての通報者とする。

ただし、次のいずれかに該当する通報者で謝意表明の必要がないと認められるものについては、この限りでない。

- (1) 表彰等取扱規程（平成2年兵庫県警察本部訓令第34号）に定める感謝状の受賞者及び受賞予定者
- (2) 通報に係る事案（以下「通報事案」という。）の当事者及びその家族等

3 謝意表明の種別

謝意表明の種別は、次の表のとおりとする。

種 別	通 報 の 内 容
警察本部長が行う謝意表明（以下「本部長謝意表明」という。）	犯人逮捕又は人の生命、身体若しくは財産に対する被害防止等警察活動の推進に、特に有効であったもの
通報事案の発生地又は処理地を管轄する警察署長（以下「署長」という。）が行う謝意表明（以下「署長謝意表明」という。）	上記以外で、警察活動の推進に有効であったもの

4 謝意表明の実施要領

- (1) 本部長謝意表明は礼状及び110番協力章（別添1）を、署長謝意表明は礼状及び粗品を贈呈するものとする。
- (2) 上記「の礼状の内容は、礼状記載例（別添2）を参照して通報事案の処理状況等を簡記するなど対象者の善意にこたえるように配慮するものとする。

- (3) 謝意表明の贈呈は、できるかぎり速やかに行わなければならない。
- (4) 本部長謝意表明の贈呈は、対象者の住所地を管轄する署長を通じて行うものとする。

5 署長の採るべき措置

- (1) 署長は、署長謝意表明の対象者を認知したときは、積極的に謝意表明を行わなければならない。
- (2) 署長は、本部長謝意表明の対象者を認知したときは、謝意表明通報書（様式第1号）の内容を地域部通信指令課長（以下「通信指令課長」という。）に電話で通報し、贈呈の要否の回答を得るものとする。

6 通信指令課長等の採るべき措置

- (1) 通信指令課長は、署長謝意表明の対象者を認知したときは、謝意表明通報書の内容を通報事案の発生地又は処理地を管轄する署長に電話で通報するものとする。
- (2) 通信指令課長は、前記5の「」の通報を受理したときは、速やかにその要否を決定し、結果を回答しなければならない。
- (3) 地域部鉄道警察隊長、交通部交通機動隊長、交通部高速道路交通警察隊長等が、謝意表明の対象者を認知したときは、謝意表明通報書の内容を通報事案の発生地又は処理地を管轄する署長に電話で通報するものとする。

7 報告

署長は、毎月の署長謝意表明の実施状況を署長謝意表明実施結果報告書（様式第2号）により、翌月の7日までに報告するものとする。

様式（略）